

《令和8年度 秋葉区自治協議会提案事業》

秋葉区地域コミュニティ未来ビジョン 実践サポートプロジェクト 募集要項

秋葉区自治協議会では、区内のコミュニティ協議会が作成したコミュニティ未来ビジョンのアクションプラン実現にかかる事業に、協働して取り組むことで、次世代の人材育成とネットワーク拡充を図り、持続可能な地域づくりを進めます。

新潟市秋葉区自治協議会

1 内容

(1)対象事業の要件

区内の地域コミュニティ協議会(以下コミ協)が行う事業で、下記の①～⑥の条件をすべて満たすもの

- ① 各コミ協が作成した地域コミュニティ未来ビジョンのアクションプラン実現にかかる事業であること。また、各コミ協がその総意でアクションプランに位置付けるとした取組の実現にかかる事業であること。
- ② 令和8年5月11日(月)～令和9年3月25日(木)に秋葉区内で開催するもの。
- ③ 自治協議会と協働で実施できるもの。
- ④ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- ⑤ 政治上の主義を推進し、支持し又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- ⑥ 公の秩序又は善良の風俗に反するものでないこと。

(2)委託料

1 コミ協あたり 20万円を上限として支払います。

(3)対象経費等

事業に直接要するもので、外部講師への謝礼金や印刷製本費、事業実施団体の構成委員以外のスタッフにかかるお弁当代等、必要最低限の経費を対象とします。

ただし、次の経費を除きます。

- ① 事務所等を維持管理するための経費
- ② お茶代以外の食糧費(健康管理上必要なもの等、秋葉区自治協議会が認めるものは除く)
- ③ 事業実施団体の構成員に対する謝礼金やそれに準じるもの
- ④ 単価3万円(税込)を超える物品の購入費(事業実施において必要なものなど秋葉区自治協議会が認めるものは除く)
- ⑤ その他、事業に直接関係ないと秋葉区自治協議会が認める経費

注意点

- ・ 他の補助金や収入等が充当される経費と同一の経費は委託料の対象経費となりません。対象経費に該当するか不明な場合は、必ず事前にご相談ください。
- ・ 事業の委託決定通知日～令和9年3月25日(木)に支払う経費が委託対象経費となります。委託の決定通知日前に支払う経費は対象経費外になるのでご注意ください。
- ・ 原則、講師謝礼の金額は新潟市の基準に準じることとします。区分によって限度額が定められていますので、不明な場合は必ず事前にご相談ください。
- ・ 講師等の旅費は、実際に発生した費用をお支払いします。
- ・ 支払額は提出された申請書などを審査した上で決定します。希望する金額について全額支出できない場合がありますのでご了承ください。

2 応募方法

(1) 提出書類

「事業提案書」のご提出をお願いいたします。

新潟市秋葉区
ホームページ
はこちらから



注意点

- ・事業提案書は、新潟市秋葉区ホームページに掲載しています。また、秋葉区地域総務課でも配布しているほか、下記意見交換会でも配布いたします。
- ・収支予算書は、報償費や使用料を支払う相手方、購入する消耗品の内容や数量、単価などについてもご記入ください。未定の場合は、その旨をご記入ください。

(2) 応募締切

随時受付を行いますが、令和9年3月26日(金)に開催される秋葉区自治協議会で報告できるよう、事業を完了していただく必要があります。

(3) 提出先

下記までメール、郵送または直接ご提出ください。

〒956-8601 新潟市秋葉区程島2009番地

秋葉区地域総務課 企画グループ(区役所3階33番窓口)

E-mail: chiikisomu.a@city.niigata.lg.jp

※メールの件名は、「秋葉区地域コミュニティ未来ビジョン事業提案書の提出」としてください。

(4) 意見交換会

希望者は秋葉区自治協議会委員と意見交換ができます。なお、意見交換会に参加しなくても応募は可能です。

- ・日時/会場：令和8年5月8日(金)午後3時～/秋葉区役所4階401会議室
- ・対象者：コミュニティ協議会役員等(※1団体最大2名)
- ・申込期限：令和7年5月7日(木) 正午
- ・申込方法：上記提出先に記載のメールアドレスあてに、参加希望の旨をご連絡ください。事業提案書の案がある場合は、メールに添付の上、お申し込みください。

3 委託決定

- ・事業提案書の提出後、秋葉区自治協議会にて要件等を確認し、委託の可否を決定をします。決定後に、委託決定通知を提案団体にお送りします。
- ・事業の委託決定が行われるまでに時間を要する場合もあるため、早めの応募を推奨します。

4 スケジュール

※スケジュールは変更となる場合があります

令和8年4月19日(日)	意見交換会の情報公開(区だより・HP掲載)
令和8年4月20日(月)	意見交換会 申込開始
令和8年5月7日(木)正午	意見交換会 申込締切
令和8年5月8日(金)午後3時～	意見交換会 開催
令和8年5月11日(月) ～令和9年3月25日(木)	随時事業申請・事業実施
令和9年3月26日(金)	秋葉区自治協議会本会議にて結果報告

5 注意事項

(1) 決定事項の取り消し

応募者が次のいずれかの事由に該当すると認められるときは、委託の決定を取り消します。

- ①虚偽や、その他不正な手段により委託の決定を受けたとき
- ②委託の決定内容、またはこれに付した条件に違反したとき

(2) 委託決定した事業にかかる経費の支出

秋葉区自治協議会の事務局である新潟市からの委託料の支払いは、事業終了後、履行を確認してから行います。それまでに支払いが必要なものや、対象とならない経費については、応募団体が支払いを行ってください。やむを得ず概算払いが必要な場合は事前にご相談ください。

(3) 広報活動について

事業の周知のためにチラシ等を作成する場合は、事前に担当の自治協議会委員へ相談をしてください。自治協議会のネットワークを活用した広報活動を展開できる場合があります。

6 事業完了後に関する事項

(1) 請求書類のご提出

- ・事業終了後2週間以内または令和9年3月25日(木)のいずれか早い日までに、請求にかかる資料のご提出をお願いします。なお、請求関連の書類は別途お送りします。
- ・お振込みが完了するまでに、半月～1か月程度時間がかかる場合があります。早めのお振込みを希望される場合は、余裕を持って書類をご提出くださいますようお願いいたします。
- ・**領収書のコピーの提出が必要**となりますので、経費の領収書は大切に保管してください。

(2) 秋葉区自治協議会への参加

令和9年3月26日(金)開催予定の秋葉区自治協議会にて、本事業の結果報告をしていただきますので、必ずご参加ください。

7 お問い合わせ先

新潟市 秋葉区自治協議会(事務局：秋葉区地域総務課 企画グループ)

TEL：0250-25-5672

FAX：0250-22-0228

E-mail：chiikisomu.a@city.niigata.lg.jp